

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。  
 9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。  
 → **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）  
 12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成  
 12月下旬（予定）：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**  
 ※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

## こども大綱案

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

**目的**：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

**基本的な方針**：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

**重要事項**：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

**施策推進の必要事項**：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

## 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン案

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人**が共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
  - ①こどもの**権利と尊厳**
  - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
  - ③**切れ目なく**育ちを支える
  - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
  - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

## こどもの居場所づくりに関する指針案

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
  - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
  - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
  - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
  - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する